

女子学生の法学教育について —青山学院女子短期大学での20年あまり—

信澤久美子

〔キーワード〕 法学教育、ジェンダー法、女性と法律

1 はじめに

青山学院女子短期大学の廃止が決定して、特色のある女子教育の場が日本から一つ姿を消すことになった。私は20年あまり前に、教養学科専任講師として演習や講義で主に法学を教えることとなった。非常勤講師として他大学で女子のみのゼミおよび講義を受け持ったことはあったが、長期間に渡って女子の法学教育を行ったことは初めての経験であった。自分自身が共学の教育を受けたことの経験しなかったために、「女性」ということを意識して教育することの必要性や重要性を全く感じることなく、男女は平等であるべきなので平等に接すれば良いと考えて女子短期大学の教育の現場に立ったが、教える中で、男女の脳の違いや社会的ジェンダー的な女性性の問題、「女性」という切り口から考えた従来の法律学の問題など、多くの問題に直面することとなった。

学生から学びつつ、新たに教育方法を考えつつ、20年あまりを過ごしてきたが、女子短期大学という場を失っても、その法学教育の方法は現代の若い女子学生に対して有用であると考ええる。本稿では、女子学生の法学教育をどのように実践してきたかについて、概括的にトピック等を中心に述べることにしたい。

2 演習について

本学に教養学科専任講師として就職した際に担当していた科目は、本科における法学（日本国憲法）、現代社会と法律Ⅰ・Ⅱの他に、演習科目と専攻科における科目であった。演習科目のうち、二年生の1時限は英書購読にあてられていた。演習は10人内外の少人数で、一年生の演習では、本を精読し、わりあてられた部分を発表者がレジュメにまとめて、その内容について議論をした。様々な本を試してみたが、主には法律に関係する新書が中心で、多少固いものを読み議論するという骨太の方向性を目指した。しかし、正直なところ同じ本を少しずつ担当をわけて読むというやり方では、学生はすぐに飽きてしまって集中力がゼミの後半になると続かなくなったので、最後は、様々な方向で社会的興味を引くことができるように、『世界を見る目が変わる50の事実』¹⁾という本を使うようになった。本書には統計的な結果を示しながらトピック的に、麻薬や発展途上国問題等々、様々な社会問題がとりあげられておりどのテーマを選ぶかを学生同士で話し合いで決めてもらった。どうしても本書の中で興味があるテーマ

がない者は、自分の興味のあるテーマで報告してもらった。

一年の後期から二年生の終わりまで、なるべく学生の希望に沿った各専門分野の先生のもとで、演習を行い卒業論文を書くことになっており、これは、改組によって現代教養学科になったあとも同じであった。ただ、英書購読はなくなり、二年生では2限続けての卒業論文へ向けての演習となった。現代教養学科では、私の演習の人数は15名から多いときは18名程度となったために、前期・後期各15回の講義回数では、1限だけの一年生後期は指導が難しくなった。演習においては、順番を決定してレポーターを順に行うために、人数が多くなるにつれ、レポーターの発表とそれへの議論時間が減ってしまい、問題を深く追求することができなくなったからである。

演習においては、レポーターが各自選んだ社会・法律問題に関して、調査したことをレジュメにして発表し、これについて、右回り左回り等で順番に必ず質問やコメントを行い、それについて議論するという決まりにした。特に一年生は人の前で発表したり意見を述べたりするという機会が少なかったらしく、話すことが苦手な者が相当数いた。これは、中央大学法学部で兼任講師をした際の演習がたまたま男子学生だけだったのと比べて、大きな違いだった。男子学生はみなそれぞれ意見を持っており、その場で何も言わなかった者も、演習の議論の仕方を含めて意見があることを伝えてくることがしばしばあったのに対して、女子学生は、特に社会的問題について、人に合わせることを習い性としてきたのか、話すことが苦手であることに加えて、自分個人の考えを持たず、また、持たないようにしているように見える者がみられた。演習ではない講義のリアクションペーパーでは、「自分の意見を持っている先生よりも、どんなことにでも合わせられる自分たちの方が偉い。」と言う趣旨の意見を書いてきた者までおり、自分の身の回りのこと以外には、興味をもたず、持たない方が「良い女性」であるという役割分担が女子短大生の一部にはしみついていることを感じた。この傾向は、20年前は、勤勉に問題の調査をし、問題点をまとめてそつなく発表し、レポーターが欠席することなどなかった偏差値が高かった頃の女子短大生においては、自分の意見をどう持ったら良いか、卒論のためには調査したこと以外何を書いたら良いか、という問題として現れ、20年後の現在では、そもそも社会問題に興味がなく、レポーターが無断欠席をし、勉強をすることが自分の将来に役に立つと考えず、その場の安楽に流れる学生や、メンタルを病んで社会的不適合をおこし、学校へ来なくなる学生の急増として現れている。

演習においては、このような女子学生たちが仲間意識を持てるような場となるように心がけた。最近では、学生たちにはラインのグループに入ってもらい、自分はグループに入らずに、お互いのコミュニケーションがとれるようにしている。初期のゼミ生は、一緒に旅行へ行くなど、親しくつきあっていたようであるが、最近は演習の人数が多いせいか、気の合う人たちでグループで仲良くしているようである。二年生の演習では、教室でのレポーター報告と議論の他に、裁判傍聴、卒論の資料収集スキルを磨くための図書館でのオリエンテーションが行われ、裁判官が法廷の終わったあと、質問を受け付けてくれた折りには、全員がそれぞれ異なった質問をすることができて驚いた。

女子学生にとっては、異性のいない少人数の演習で本音で議論をし、質問をし合う練習が、

就職活動へ向けての良い訓練にもなったようで、的確な質問をすることが人の言うことを前向きに良く聞くことであるということが、理解していただけたと思う。しばしば女子校においては、女子の主体性が磨かれるという言説が聞かれるが、1年半を通しての演習において、卒業論文を書くという目的を持って主体的に演習に参加した者は、成長がめざましく、その論文の分野においては法学部の学生を凌駕することはもちろん、深く論点を掘り下げる経験によって、将来の仕事へ向けて主体的に考え行動する準備が整えられたと考える。このような演習を通しての経験等によって「青短」の元気な校風が醸成されてきたのである。

一年生後期から二年生へとつながることの多い演習であるが、まず、卒論のテーマを模索することが重要な課題となり、日頃、疑問に思っていた社会問題について、問題意識を持って調査することから始まり、それについてレポーターを行い、発表、質疑応答を通して、問題を絞り込んだり、あるいは拡張したり、変更したりして、卒論のテーマを決定し、それについて発表し、書き進め、最終的に卒論として完成させるのが演習における最終目標である。たとえば、2018年度の卒論テーマは、以下の通りであった。外国人労働者について、パートタイム労働者について、日本と韓国の芸能活動における法律、南シナ海問題、食品の安全性について、スポーツに関する法律、交通事故の法律について、安楽死と尊厳死、生活保護制度について、児童虐待の防止等に関する法律について、児童扶養手当について、中絶・妊娠・出産に関する法律、離婚後の子供の保護と法律、無戸籍者問題と政府の対応、特別養子縁組について、ステルス・マーケティングと景品表示法、動物の愛護及び管理に関する法律、である。諸法にわたるのは20年来同じである。また、女子学生の興味があるテーマとして、子どもや家族の問題、生活に関する法律が常に多めである。反面、地球環境問題やインターネットをめぐる諸問題、政治経済企業活動関係等については、身近な問題を除いて、最近はますます選ばれることが少なくなり、選ぶ者は少数派である。

3 講義科目について

当初、20年あまり前に本科の講義科目として受け持ったのは「法学Ⅰ・Ⅱ」「現代社会と法律Ⅰ・Ⅱ」であり、その後、改組によって「女性と法律」「法学B」「現代社会と法律A・B」を受け持つこととなった。当初の法学履修者の人数が200から300名ほどとなり、人数が多すぎる等の理由で、当時の児童教育学科について、あらたに法学に含まれる日本国憲法を含んだ科目がもうけられることとなり、履修者人数は100から200程度に落ち着くこととなった。その後の改組によって、「女性と法律」等の科目がもうけられたが、履修者人数は100名前後ほど、年度によってばらつきがあったりした。

他大学における非常勤講師で経験はあったものの、法学部でない者について法学教育を行うことは困難を伴うものであった。一部の者は、資格取得（教員免許他）のために「日本国憲法」を含む科目の単位を取得することが目的であり、その他は、なんとなく法律の科目に興味があるか、時間割の都合上、科目をとることにしたという者で、それぞれの関心が違うところにある者たちを、同じ講義で満足させることがまず、困難を伴った。資格取得を目的とする

者は、試験に通ることが目的なので、試験範囲とされた部分の試験勉強はしっかりとするものの、それ以外の重要な社会的問題についての講義部分には興味を持つことがあまりないようであった。なんとなく科目をとった者は、講義における楽しい部分は興味深く聴くものの、ノートもとらずに聞き流してしまったり、試験のための勉強もおざなりであったり、まじめに勉強する習慣のない者もいて、その数は短期大学の偏差値が低下した近年において増加した。

次に、困難であると感じたのは、まさに女性が法学を学ぶことについてであった。20年以上前においては、雇用機会均等法が施行されてから10年ほどであったが、女子短期大学の卒業生は、企業における事務職として依然、期待されており、就職先も大手有名企業が多く、一般的な社会常識を身につけて会社に勤めることを前提に、一般常識としての法律を学ぶことが大切であると思われた。「法学」も「現代社会と法律」も、当初は通年科目で一年を通して学ぶ科目であったため、前期はどちらも、法学の基礎を学べるようにと考えて、法とは何かから始まって、裁判の仕組みや憲法民法刑法等の六法と各諸法の内容やその関係について、民法であれば、物権・債権の相違や各担保物権等、教科書的概念的方向から講義をした。結果としては、法学部ではない、特に女子は、概念操作があまり得意ではないようで、一部の者は、勉強したという感覚を持ったようであるが、多くの者は睡魔に襲われたようで、ただ苦行を強られただけのようであった。そもそも、法学部において各科目は十分な講義時間をもって教えられているものであり、これをエッセンスだけとはいえ、一年間で一限の授業に詰め込もうと考えたのは無理があった。また、このような知識偏重な教育においては、公務員試験等、各種資格試験には役に立つかもしれないが、肝心の考える力を教えることはできず、変容していく現代社会に適応していく能力を得ることは不可能であった。

教えていて感じたのは、特に法律学に特有な概念を通じた論理的思考方法に女子学生たちがついてきていないということであった。これは男性脳と女性脳の生理的な相違を原因とするのか、それとも、抽象的な議論よりは、日常的でプラグマティックな具体的な問題解決の方向性への志向が強いと思われる女性役割に特有なジェンダー的問題に起因するものなのか、原因については不明である。しかし、たとえば、刑法の総論における諸議論、すなわち、構成要件該当性、違法性、責任を中心とし、不法領得の意思の必要性や不作為犯の法的性質などの個々の論点に至る刑法特有の論理構造と学説対立や議論は、法学部における初学者を惹きつける魅力的な分野であるが、女子学生においては、全く説明を受け付けず、理解しようと授業を一心に聞いて考えようとしているのはわかったが、つらそうな表情をしている者が多く見受けられた。ただ、オタクであることを自認してそれを公言している学生や、積極的に授業参加して疑問な部分を問いただすことができる学生は、複雑な理論構成を楽しんでいたようであった。講義の方法については、以下で述べるように、大幅に工夫し、女子学生の学びに適合するように改善したが、一般的に、抽象的概念操作については女子学生は不得意であるように思えたので、この点については、なるべく、具体的な事例をあげて抽象度を下げて説明するように心がけるようにした。

4 講義科目「女性と法律」

それぞれの法律科目について、女子短期大学生にとってより有効な講義を行うことを長年試行錯誤してきた中で、改組によって受け持つこととなったのが「女性と法律」という科目である。当時、女子学生の法学教育について、模索を重ねており、教科書を変更し、より女子学生が学びたいことを教える方向へと努力をしていたところであったが、半期の科目として「女性と法律」について教えることとなった。「法学」が資格取得のために必要な日本国憲法を含むものであり、そのような者や公務員試験を受ける者などのために、法学的基礎知識を教えることを中心とし、「現代社会と法律」では、社会問題や政治・法律について詳しく学びたい者に対して、よりマニアックに詳細にそのような志向を持つ者を満足させる講義を心がけたのに対して、「女性と法律」では、普通的女子短大生が興味を持ち、楽しく学べ、なおかつ、女性である限り知っておかないと人生において困ることについて知識を授けるとともに、女性のおかれている社会的・歴史的立場、国や家族の関係について、諸外国の例もあげて講義を行うこととした。本講義はだんだんと履修者が増え、100人程度となったが、特に、法律や女性問題に全く興味がなく、一生それを知らずに生きていっただろう者に、社会の女性をめぐる実態を教え、問題意識を持たせ、また、女性が生きていくために必要な法的知識や知恵を与えることができたのが良かったと思う。「法学」や「現代社会と法律」においても、教える手法など、共通する点が多いが、以下、主に「女性と法律」の講義をどのように進めたかについて具体例を論じて、女子学生の法学教育をどのように実践したか明らかにしたい。

教科書は『ライフステージと法』²⁾という人が生きていく上で直面する諸問題について扱っているもので、章立てはおおまかにいって順番に、働くこと、消費者の法律、結婚、離婚、介護、相続等となっている。この教科書は、改組によって「女性と法律」という科目ができる前に、「現代社会と法律」において途中から使用したもので、特に疑問なく、教科書の最初から順番に講義を進めた。ところが、働くことや消費者の法律について教えていると、あまり授業に集中できない学生が散見され、結婚、離婚等の章に入ると、熱心に聞き出し、講義が終わったあと、学生からは、「結婚がこんなに法的に保護されていないとは知らなかった、働かないといけないと思った、もっと授業を最初からきちんと聞いておくべきだった。」という声が多く聞かれた。そのため、「現代社会と法律」の講義は、教科書の順番を変えて、結婚、離婚等から始めることとし、働くことや消費者の法律については最後にまわした。「女性と法律」は半期科目なので多くを詰め込むことができず、結婚と離婚と相続等を中心とした教科書の後半の部分と、裁判の仕組み等の本当に基礎的な法的知識を、各トピックにあわせてその都度盛り込んで説明することとした。

結局、法律や社会問題に興味のない学生にとっては、自分の人生においてそれらが関わってくる限りで関心を持つにすぎず、それを大上段から教え込んでも、何にでも適応できると豪語する学生にとっては、お勉強としてテスト前にそれらを覚え込むことだけで終わってしまうので、そのようなことにならないように講義内容は学生が自らの人生計画をたてるために考えることができ、関心をもって講義を聞けるように工夫した。

5 学生のタイプの経年的変化と問題関心の移り変わりについて

全般的に女子学生は素直な者が多く、知的関心も高かったが、そうでない者もあり、全ての者を満足させる講義はできないので、中間あたりの学生が理解でき、その上あたりの学生が満足する内容を含めることとして、講義を進めた。結果として、偏差値の下がってきた最近では、講義の内容がわからない者も増えたが、出席はするものの講義を全く聴いていない者が増えたのではないかと感じた。学生のタイプは、20年あまりを通じて、移り変わり、企業の事務職をめざし結婚して退職することで生活ができていた20年前は、大学受験偏差値が高かったためもあるのか安定的な優等生が数多かったが、その後、団塊の世代の子どもの世代では、自立心が強く自己主張も強く、起業したいと考える者も出てきた。現在は、偏差値のせいかどうかはわからないが、バイトに明け暮れ、アイドルなどに夢中になり、ダンスを踊る、悪くいうと精神的その日暮らしの者が増えたように思う。

学生のタイプが移り変わるにつれて、講義において学生が興味を持つ方向性も変化した。数字にして記録を残していないが、講義中に挙手で、自分の人生において、結婚したいか、それとも結婚したくないかを毎年尋ねてきた。20年前においては、結婚したい者が大多数で、結婚しないかもしれない、興味がない、したくない等の者は少数派であった。しかし、団塊の世代の子どもの時代には、これがいきなり変化し、働きたい、結婚は興味ない、したくないという者が、多数派となった。景気の良し悪しも学生の志向に関係していた可能性もあるが、その後、ここ10年来、結婚したいかしたくないかについては、人気を半分ほどにわけ、最近になって、結婚したい者がまた増えて多数を占めてきたきたところである。

講義においては、質問を受け、それに答える時間を、トピックが一段落つくたびに与えたので、学生が何を学びたいかがよくわかった。20年前の学生は、できれば有名大企業の事務職をへて、十分な経済力のある男性と結婚し、仕事を辞めて家庭に入ることが人生の予定目標としてあったので、結婚生活が破綻し、離婚に至ることが困るので、どうしたら離婚しないですむか、ということが関心の中心であった。しかし、団塊の世代の子どもの時代になって、初めて、質問を受けて驚いたのは「だめな男性をどうすればあとくされなく捨てることができるか。」であった。要するに、団塊の世代以降は、自分が働くことが当たり前で中心であるので、間違っただけでマイナスになるパートナーをつかまえてしまった場合それをどうしたらよいか、という点に関心が移ったのである。最近では、若者とシニアとの世代間格差やブラックバイトやブラック企業などが問題となっているように、働いても若者は生活するのでせいっぱいの状態となったせいか、収入の多い男性と結婚して専業主婦を目指したい者が再び増えてきた。そのようにプラグマティックに考えられない者は、精神的模索状態となっており、起業したい者はあいかわらず一定数いるものの、積極的に働いてキャリアを積み重ねていこうと考える者はそもそも4年制大学へ行くのか、4年制大学への編入を考えている以外の者は、あまり特色ははっきりしない。

6 ソクラテス・メソッドと設問方式

実際の講義の進め方としては、第一回目に講義の進め方や聞き方などについてのオリエンテーションをしたあとで、数回、法律を初めて学ぶ者に対しての法とは何かに関する講義を行い、その後、教科書の後半から章を追ってトピックに沿って進めた。100人程度の学生を相手にする「女性と法律」の講義であっても、シラバスの成績評価に明らかにしたように授業への積極的参加に成績評価の一部をわりふり、授業では前の方の席への移動を促した。講義方法は、一方的な知識の解説にならないようにし、質問を学生に投げかけ、学生がそれに答え、また、逆に学生が質問点を投げかけてくることに対して答えるという、アメリカのロー・スクールで行われているソクラテス・メソッドをとった。一部の学生に対話が偏らないように、トピックについてはあらかじめいくつかの設問を用意し、列ごとに前から答えさせるということもよく行った。

たとえば、なるべく学生が興味を持つことができるように、「結婚するなら、医者か？ 弁護士か？」で挙手させ、その理由を尋ね、その後、弁護士の年収や仕事内容、税理士、司法書士、宅建等、法律関係の資格についての紹介をし、また、司法試験や裁判官の仕事について説明をし、法科大学院ができてからの法曹資格の現状について説明した。司法試験合格者がたいへん少なく、長年勉強しないと合格できなかった時代から、現在の軒弁、即弁と言われる弁護士の競争の激しい時代に入ったことについて、アメリカのロー・スクール制度との比較もしながら、具体的な数字をあげて説明した。

他には、「正義の女神は秤と剣を持っているが、他にも特徴があり、それはなにか？」という設問では、秤と剣の象徴する、紛争当事者間の正しさを正確にはかる装置である法律の論理と、それによって判断された正義を实践するサンクションとしての法律装置について説明し、また、他の特徴である目隠しについては、誰にも公平に判断することの大切さを示していると解答を示し、その上で、アメリカの犯罪学の統計では、美人には量刑は軽くなること、ただし、それを利用した詐欺に関しては量刑は重くなる傾向があることなどを説明した。アメリカにおいては、人種間の差別問題が大きく、それが公平を担保する法制度（例えば、貸出機会均等法による銀行の融資の際のポイント制など）を生み出しているが、日本においては、差別は主に男女間と世代間の問題となっており、差別はよくないと大上段から言うよりも、若い女子学生は「美人」という言葉によく反応した。

7 刑事事件などについて

教科書として使った『ライフステージと法』の後半部分はレイプから入り、婚約、不倫、結婚、離婚、介護、相続と、教科書の章の順番通りに進めた。諸法に渡って講義していると、法律が次々と改正され、毎年アップデートする必要がある。レイプについては、刑法177条強姦罪が強制性交等罪³⁾へと改正され、被害者は女性だけでなく、男性も含まれることとなり、女性も加害者となりうることについて、講義では新しい構成要件について教えるとともに、非

親告罪化についての問題点について説明した。というのは、改正前の強姦罪が親告罪であったことについて、どう考えるかということを毎年、講義では議論してきたからであった。性被害に遭った際に、被害者が告訴するかしないかの選択権をもつのがよいのか、それとも、非親告罪として捜査機関が捜査に入れるのがよいのか、女子学生に考えさせたところ、親告罪のままで選択権がある方がよいと考える者のほうが、やや多かった。この差は近年、だんだんと縮まり、非親告罪にした方がよいと考える者が増えたが、犯罪者への処罰感情と新たな犯罪の抑制がその意見の理由であった。レイプについては、被害者が誘ったというレイプ神話と最近のレイプドラッグをめぐるレイプ事件の立証の難しさ等について、説明をした。

レイプに続けて電車等での痴漢について、「男性の立場から痴漢で捕まらないためにはどうしたらよいのか？」という逆の質問をして、私人による現行犯逮捕と逮捕から送検、拘留請求、拘留、起訴に至る最大23日間の刑事手続きについて、説明をした。また、最高裁判決では、電車の中で痴漢に遭った場合、女性が逃げるか周りに助けを求めるといった行動をとることと、痴漢の手指などに残った下着の繊維などの証拠物の両方を、有罪とするために求めているが、痴漢に遭った際には恐怖のためにそのような行動へ出ることができないという者がほとんどであり、ここにおいても立証の難しさがあることがわかった。

刑事事件に関する講義の後に、裁判の仕組みについて、講義を行った。ここには、ジェンダー的な議論はあまり入り込まないが、最高裁が法律審であることについて、違憲判決の例として、いわゆる尊属殺重罰に関する事件をあげ、また、専業主夫が遺族年金を受ける際に、専業主婦と異なるより厳しい条件を法律上求められており、最高裁ではこれが合憲であるとされた事例⁴⁾などをあげて、説明を行った。また、刑事事件ではないが、交通事故等の損害賠償事件においても、男女別の平均年収によって損害賠償金額を決定することが多く、最近では改善される方向にあるものの、以前は、幼児の列に車が突っ込んで男の子の子が亡くなった場合、損害賠償金額に差があったことなどについて、説明をした。

8 結婚、離婚について

次に、「女性と法律」の講義において中核となる結婚および離婚についてであるが、まず、婚約について、恋愛に法律は踏み込まないが、例外として、婚約の成立が認められる場合と、事実婚状態であると認められる場合があり、一方的な破棄については損害賠償が認められることについて、講義し、婚約においてはプレゼントは贈与契約なので婚約解消となった場合には、返還する必要はないが、結納金などは結婚という契約の準備の一部に当たると考えられるために、返還する必要がある。この違いについて、契約の基本が一对一の売買契約をモデルとした有償諾成契約であり、無償契約である贈与契約とは異なること等、民法の契約の基礎について解説した。また、結婚には戸籍の届け出をする法律婚とそれをせずに住民票上での届け出ですませる事実婚の二形態があり、いわゆる専業主婦の三号保険者が存在する国民年金や健康保険、公的住宅の入居申し込みなどで、法律婚と同じく事実婚は変わらず保護されており、相違は、名字をどちらかに統一することと、遺言がないと相続関係が生じないこと等、一

部に限られていることについて、解説した。女子学生は、戸籍上の結婚は法律上の大きなアドバンテージを持っていると思込んでいるが、離婚に関して、簡単に離婚が認められるようになった現在では、事実婚との差異は大きくないこと、ただし、長年の事実婚関係において、パートナーが裏切って、他の異性と入籍してしまうケースがあり、一定の危険性を伴うことを教えた。これらの説明中にも、適宜、設問をもうけて、学生と対話のやりとりを行った。

結婚について説明する前に、教科書の順番通りでは、不倫についての項があるため、不倫についても、「不倫の場合、誰が誰にどんな請求を行うことができるか？」などの質問とともに、解説を行った。現在の日本では不倫をしていない配偶者は不倫をした配偶者と不倫相手から、共同不法行為による不真正連帯債務として200万程度を慰謝料として請求することができるが、この金額は20年ほどで500万程度からどんどん下がりがつつある。将来的には、アメリカがそうであるように、離婚においては、その原因となった不倫相手に対しては金銭賠償の請求を行うことができなくなる可能性もあり得る。また、我が国の戦前および最近までの韓国等では、姦通罪が存在し、不倫は刑事問題であり、夫は浮気をして罪に問われないが、女性の浮気に関しては刑事罰が与えられるものであり、これに関して具体的な事件などの説明も加えて行った。戦前には、家制度があり、いわゆる家父長制をとっており、家長が家の中心であり、女性は準禁治産者として金額の大きな物の売買をする権利はなく、子どもも含めて家長の居所指定権などに服し、家長は財産の所有権を含む全ての権利を家督相続により、代々、長男に譲るもので、次男や女性には現在のような平等な相続権が与えられず、これは戦後の憲法のもとの家族法の大改正によって初めて保障されたものであることなど、も説明し、また、現在においても、アフリカでは、FGM（女性性器切除）⁵⁾ という恐ろしい慣習とともに、一夫多妻制と若年の少女の結婚が行われていることも講義した。

結婚については、まず、統計的な結果について質問することから始めた。おおよそ結婚3組に対して離婚1組の割合となっていること、生涯独身率が男23%女14%となっているが、その背景には、離婚して再婚する男性と、一度は結婚するものの離婚して独身に戻る女性の相違があるだろうこと等を質問を投げかけ答えさせる形式で理解させた。次に、結婚した後には一生正社員で働くケースと、結婚退職して専業主婦になり、子どもが小学生になってからパートに出るというケースとで、短大卒の女性が平均的男性の収入の配偶者と結婚し、子ども2人で公立の中高私大の4年制大学で学ばせ、3700万円のマンションを購入した場合についての試算では、生涯年収においてそれぞれの家計の差はいくらになるかを質問した。答えは1億8000万円⁶⁾ であるが、多くの学生の答えは200万円程度というものが多かった。問題は、専業主婦+パートのケースでは、老後に1500万円の赤字がでるため、このモデルケースは維持できないという結論である。女子学生の将来の社会的ステイタスや年収は、能力差よりもその母親の意向との関連性が強いとされているが、女子短大生においても、専業主婦でパートをしている母親の意向を受けてか、自分もその母親世代と同じ生活を送ればよいと考えている者が多くみられるが、現在の少子高齢化や年金の状態から考えて、統計的にいって、それは不可能となっていることについて説明した。ただ、数字をつきつけても、全く聞かぬ耳を持たない者もあり驚いたが、それでは、年収の高い男性と結婚しようと思うと答えた者は、ある程度教育効果が

あったかと思う。

次に、学生の母親の時代と現在の社会的状況の相違について、雇用機会均等法以前に専業主婦が日本社会において期待されていたことと、その後の女性の生き方について、述べた。問題は、コレット・ダウリングが「シンデレラ・コンプレックス」⁷⁾と名付けた女性の内面に巣くう根強いジェンダー役割で、家をきれいにし夫に従順な慎み深い女性像が、社会や外からの押しつけでなく、自分の内面から自分を拘束していることに気づくことであり、現在の女性は、王子様と結婚してシンデレラになる他に、自ら女王になるチャンスも持っていると同向きにとらえて欲しいと話した。

物語は「王子様と結婚して、その後一生幸せに暮らしました」で終わるが、現実の結婚生活においては、法的にも離婚は難しくない。講義では、結婚しても個人の特有財産は夫婦別産制によって別々の財産であること等、その他、結婚に伴う親族の増加による最近まではただ概念的なものであった生活扶助義務の存在など、結婚に伴う義務について、説明し、その後、離婚について詳しく講義した。

離婚については、民法で定める離婚原因や協議離婚など離婚の方法、その問題点などについて講義するとともに、離婚が非解消主義から有責主義となり、現在では夫婦関係が破綻していれば離婚を認めるという破綻婚主義へと移り変わったこと、そして、浮気した配偶者からでも離婚請求が認められるいわゆる有責配偶者からの離婚請求について詳しく講義した。有責配偶者からの離婚請求を初めて認めた1987年9月2日の最高裁判決は30年以上以前となるが、現在の女子短大生においても「自分さえ真面目にやっていれば夫が浮気しても離婚されることはない」という根拠のない常識が流布しており、有責配偶者からの離婚請求が認められる条件、すなわち、相当長期間の別居、未成熟の子どもの不存在及び離婚により配偶者が精神的社会的経済的苛酷状態にならないことを満たせば、離婚は認められ、その条件はどんどん緩くなっていると詳しく説明しても、なぜか頭に全く入らないらしく、試験で有責配偶者からは一切離婚請求は認められないと、完全に間違ったことを書く者までいた。

有責配偶者からの離婚請求について講義すると、特に専業主婦希望の女子学生は深いショックを受ける。そこで、離婚を防ぐこと、また、離婚した後も住む場所を失わないことが大切なので、持ち家を買うことを提案した。頭金を親から生前贈与などで相続した財産や自分で貯めた貯金で幾分か払い、1%であっても家を共有として持ち分を持つという方法である。こうしておけば、夫が浮気をして家を出て行っても、簡単に家を処分することは難しくなる。また、ローンは会社員の夫が支払うこととしておいて、夫が死亡時は一括でローンが完済される生命保険に入っておけば、条件を満たせば遺族年金も降りるので、夫が不慮の事故などで死亡して子どもを抱えていても生活に困ることはない。民法改正によって居住権の概念が導入されたが、抽象的な法律的な権利に頼るよりも、競売を防いだり、賃貸契約が解除される危険を防ぐ方が現実的であろう。これらについても、「賃貸か？持ち家か？」など、設問方式で講義を進めた。

その他、離婚においては、特に国際結婚における子の連れ去り問題が今後大きな社会問題となるであろうことが予想される。アメリカなどでは離婚後も共同親権をとっている上、離婚条

件に子との面会などが詳しく合意されるため、離婚後であっても母国への子を連れての無断での引っ越しは離婚条件の違反となり、夫婦仲がうまくいかないからといって、離婚が成立する前に母国の実家に子を連れて帰ろうものなら、誘拐罪として国際指名手配される。日本は犯罪者の国間引き渡しを認めるハーグ条約に調印したため、現在は国内法も整備され、子は引き離されて元へいた国へ戻す手続きにのせられる。

その他、子どもに関しては、DVに遭って逃げたものの、離婚できずにいる間、他の男性との間に子どもができて、結婚中の妊娠は夫の子であり、DNA鑑定より優先するとした2014年7月17日の最高裁判決など、結婚・離婚をめぐる、次々と新たな判決が下されているので、これらについても講義した。

9 おわりに

枚数の関係で割愛するが、介護と相続をめぐる諸問題についても、詳しく講義した。特に、昨今の憲法改正問題では、9条ばかりが注目されているが、自民党が出した憲法改正草案では、24条に「家族は、互いに助け合わなくてはならない」とする国民の4番目の新しい義務がみられる。これによって、介護問題などで福祉は家庭で行うことが基礎づけられ、いままで嚴格には適用されてこなかった家族・親族間の扶養義務を、現実的には結婚した女性が担うことになるだろう。アメリカには未成熟の子どもに対する扶養義務はあっても、親を子どもが扶養する義務はないのと比べて、これについてどう考えるか、学生に問いかけた。

その他に、児童虐待に関する日米の文化と法制度の相違、アメリカの警察の法執行の実際について、質疑応答方式をとりながら、詳しく説明し、また、インターネットの危険性について、いわゆる「けつ毛バーガー事件」等を取りあげるなどして、講義中に検索などさせ、いったん流出した個人情報などがどこまでも広がっていき消えない危険について、注意喚起した。

一般的に、講義に関しては時間は不足気味で、学生との対話と知識的情報量との時間のせめぎ合いであった。人数が100人ほどになると、対話するにしても、後ろの方の席の者は参加意識が薄くなり注意が散漫となるので、適正人数は50人程度であったろう。

自分は大学院まで共学校の出身で、女子教育について考えたこともなく、大学院へ進学したとき、女性はほとんどおらず就職先は女子校くらいしかないと言われ、その通りとなったわけであるが、女子教育の場の必要性和その効果については、20年以上をかけて理解することとなった。

たくさんの学生関連の行事や講義によって、2年間の間に青山学院女子短期大学の女子学生は、間違えるほど成長し顔つきが変化する。法学教育も、このような青短の教育が押し上げてくれた学生との信頼関係ややる気に支えられてきた。以上に述べてきたような女性を中心とした法学教育ができたのは、女子短大という女子の学ぶ場があってこそのことであった。学生とのやりとりを通してお互いに成長できたことを感謝し、今後の教育へ女子学生の法学教育の経験を生かしていけることを祈念する。

注

- 1) ジェシカ・ウィリアムズ著『世界を見る目が変わる50の事実』（草思社）
- 2) 副田隆重他著『ライフステージと法』（有斐閣アルマ）
- 3) 改正刑法案が2017年（平成29年）6月16日に可決成立し，6月23日に公布，7月13日施行。強姦罪は廃止され強制性交等罪が改正施行された。
- 4) 最高裁（3小）平成29年3月21日判決，判批として，信澤久美子「妻が地方公務員の夫による遺族補償年金不支給決定処分の取消請求事件」判例地方自治422号106頁
- 5) 信澤久美子「女性器切除（FGM）について」野村好弘・小賀野晶一編著『人口法学のすすめ－少子化社会と法学の課題』（信山社）336頁
- 6) この試算は2003年のもので，現在では差は2億円以上になると計算されている。
- 7) コレット・ダウリング『シンデレラ・コンプレックス』（三笠書房）

A Legal Education for Female College Students

NOBUSAWA Kumiko

The purpose of this article is to discuss teaching methods of legal studies subject for young women, especially based on the author's 20 year-long educational experiment at Aoyamagakuin Women's Junior College.

First, the author has taken a different approach from an ordinary legal course in which student learn provisions of fundamental statutes such as constitution, civil code, and criminal code. The subject students were given lectures on selected legal knowledge and issues which young women should study in order to survive in our modern society and were also required to think and reply to questions related to these issues. This Socratic method is more helpful for learning issues on legal studies than the lecture method.

Second, later parts provided specific content for these lectures and correspondence with students on critical legal issues for women in their lives, for example, rape, criminal cases, marriage, divorce, etc.

The author argues that these legal teaching methods are useful for college-age women to understand legal studies and ultimately improve their thinking abilities.

Keywords: Legal Education, Gender Law, Women and the Law
